

介護支援専門員(ケアマネ)の法令遵守について〈注意喚起〉

ご注意ください！

介護保険法等の法令に
違反していませんか？



主なチェックポイント

① 介護支援専門員証(ケアマネ証)の有効期間が切れたまま
ケアマネ業務を行っていないか

※ケアマネ業務従事者の方は…
更新に必要な研修を計画的に受講
できているか

① ケアマネは原則5年ごとに法定
研修の修了と証の更新申請が必要
です(更新制)
有効期間満了後は、ケアマネと
しての業務はできません

(介護保険法第69条の39第3項第3号)

※事業所としても人員基準違反となる
恐れがありますので、本人任せにせず、
ケアマネの資格管理にご注意ください

② 欠格事項(拘禁刑以上の刑に処
せられた場合等)に該当しないか

② 欠格事項該当者はケアマネとし
て登録できません(介護保険法第69条の2第1項)

③ 介護サービスが特定の事業者
や施設、特定の種類に不当に
偏っていないか(囲い込み)、
事業者等の要求に合わせた過
剰サービスはないか(お手盛り)

③ 要介護者等の人格を尊重し、
常に要介護者等の立場に立って、
公正かつ誠実に業務を行う必要
があります(介護保険法第69条の34)

④ 業務上知り得た秘密を保持して
いるか(退職後も)

④ 正当な理由なく秘密を漏らすこと
は禁じられています
(介護保険法第69条の37)

⑤ 信用失墜行為はないか
(犯罪・介護報酬の不正請求等)

⑤ ケアマネの信用を傷つけるような
行為をしてはなりません
(介護保険法第69条の36)

⑥ 名義貸しや、ケアマネ証の不正
使用はないか

⑥ 名義貸し等も違法行為です
(介護保険法第69条の35)

法令に違反した場合…

行政指導や処分の
対象となります！

- ケアマネの登録削除(資格はく奪)
- 介護報酬の返還 等

気をつけない
かんけん！



愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
介護研修係

☎ 089-912-2338

<https://www.pref.ehime.jp/page/11561.html>